

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

1 日時 平成31年4月26日（金）15:44～16:01

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所理事長

大阪大学名誉教授

委員 八代 尚宏 昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

福原 申子 法務省出入国在留管理庁政策課長

<提案者>

中島 圭一 福岡市総務企画局企画調整部企画課長

稲永 麻子 福岡市総務企画局企画調整部企画係長

<事務局>

森山 茂樹 内閣府地方創生推進事務局次長

村上 敬亮 内閣府地方創生推進事務局審議官

蓮井 智哉 内閣府地方創生推進事務局参事官

永山 寛理 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 学生起業スタートアップビザについて

3 閉会

○蓮井参事官 では、3コマ目でございます。福岡市にお越しいただきまして、「学生起業スタートアップビザについて」でございます。

こちらにつきましても、資料等につきましては基本的に公開ということで、今日の議事内容も公開ということでよろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○蓮井参事官 それでは、八田座長、よろしくお願いいたします。

○八田座長 お忙しいところをお越しくださしまして、ありがとうございます。福原課長には、度々すみません。

それでは、今日の御提案について、福岡市から御説明をお願いいたします。

○中島課長 福岡市です。よろしくお願いします。

まず、こちらのほうから、留学生を対象とした学生起業スタートアップビザの提案趣旨を詳細に説明させていただきたいと思います。

今回の提案の趣旨ですけれども、一番上に書いているとおり、外国人留学生が日本人と同等に在学中に起業できる環境を整備したいというのが出発点になっております。それを踏まえて、まず、現状ですけれども、留学生が在学中に創業活動を行おうとすると、そのハードルが高い状況になっています。

その下に具体的な内容を①、②で書いておりますけれども、在留資格「留学」のままでは創業活動をすることができないということがありまして、もし、創業活動をするのであれば、在留資格「経営・管理」を取得する必要があると。御存じのとおり「経営・管理」の資格は一定程度厳しいものがありまして、常勤の職員が2名以上であるとか、資本金が500万円要るとか、そういうことで一定程度の規模を持った起業をする必要があるということになっています。②に書いてありますけれども、経営管理の特例として、スタートアップビザという制度が設けられています。制度の詳細は追って説明しますが、スタートアップビザは要件を一定期間後に満たすことを要件として在留を認める特例でございますが、特区制度のほうのビザの特例に関しては、在留資格「留学」からの変更は認めていないと。全国制度のほうのビザの特例に関しては、卒業後は可能なのですが、在学中に変更することは認めていないということで、在学中の留学生がスタートアップビザを活用することができないというのが現状としてあります。それを踏まえた上での提案ですけれども、大学等に在学したままスタートアップビザを活用するという形で創業活動を実施できないかと思っております。

ポンチ絵で描いているのがイメージですけれども、その下にポイントを2点書いております。まず、在学中にスタートアップビザへ変更可能にする。在学中にというところがポイントの一つ目。ポイントの二つ目として、変更後、スタートアップビザで日本に在留している間に大学等に在学が引き続き可能であることを明確化するということが、この提案実現に当たっての二つのポイントかと思っております。

それを踏まえて、2枚目ですけれども、制度の課題の詳細等、法務省と書面協議させていただいておりますので、その回答状況を記載させていただいております。

まず、左側の列から説明させていただきますけれども、スタートアップビザ、特区制度のほうの課題です。こちらは平成27年に創設をされた制度でございますけれども、6カ月間の在留を特例的に認める制度となっておりまして、在留する際の資格としては「経営・管理」となっております。この制度に係る在留資格の変更のルールですけれども、赤字で書いておりますが、法律の規定上、在留資格の変更による活用を認めていないと。これは留学生に限らず、一般的にどの場合であっても認めていないというような制度設計になっております。

続きまして、②のスタートアップビザの全国制度のほうです。こちらは昨年創設された制度でございますけれども、①の特区制度のビザを拡充するような形で合計12カ月の在留を特例的に認める制度として創設したものでして、在留資格としては「特定活動」という分類になります。

この制度に係る在留資格の変更のルールですけれども、こちらも赤字で書いておりますが、運用上、卒業時は変更を認めているものの、在学中には在留資格「留学」の変更を認めていない。こちらは制度創設に当たって経済産業省を経由して法務省にも確認をしていると認識しておりますけれども、運用上このようになっていないと認識しております。

続きまして、③で共通の課題として、これは先ほどのページの②のポイントのところに関連するものですが、スタートアップビザも「経営・管理」に関する在留ですので、創業活動をしながら、例えば、残りの時間で大学等に在籍することは趣旨としては認められていると認識しておりますけれども、それが特例的な制度というのもあるので、本当に経営管理と同じようにそういうことができるのかが明確化されていないというところで、ポツの二つ目にあるとおり、それがネックとなって在留資格の変更に躊躇する状況が想定されるのかなと思っています。

それぞれに対する回答を右の列に記載しておりますけれども、特区制度のほうに関しては、法律の規定上、現状として難しいものですが、御提案いただいた内容を踏まえて検討を進めるという回答を頂いておりまして、二つ目の運用上というふうに認識をしているところですが、回答、書面上は変更が可能というふうにいただいた上で、「個別の事情に応じて」という形で、留保付きのような形で回答していただいていると認識をしています。③についても、明確化に係る周知方法等について検討を進めるという回答を頂いておりまして、こういう場ですので、特に二つ目の回答の「個別の事情に応じて」のところの趣旨とか、そういうところを確認できれば今日はいいと思っています。

福岡市からは以上です。よろしくお願いします。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、法務省からお願いします。

○福原課長　法務省の出入国在留管理庁の福原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、御説明いただいた内容と、法務省における整理について説明をさせていただきます。

福岡市からの御説明のとおり、特区におけますスタートアップビザと言いますのは、元々海外から起業・創業人材を呼び込むためのものということでございましたので、国内からの在留資格変更を想定していなかったというところがございます。ですので、特段、国内での在留資格変更が問題だったということではなく、そもそも海外からは是非起業・創業人材に来てほしいという前提があったためにこのような制度になっているものと私どもは理解をしているところでございます。

その後、これは経済産業省が中心になられて、いわゆるスタートアップビザ、全国とい

うふうに書かれておりますけれども、これを始められたものでございます。これは昨年12月28日から施行しているものでございますが、制度の内容は先ほど御説明のあったとおりでございます、「特定活動」という在留資格で、1年間の猶予を与えるというようなものでございます。

これにつきましては、元々留学生のための制度ということではないのですが、昨年12月末に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」というものが関係閣僚会議で定められたのですが、その中の留学生の就職等の支援の章の中で、留学生を含む外国人起業家の起業等の促進を目的として、起業準備のため、最長1年間の在留期間を付与するなどの在留資格手続上の措置を講ずるとなっているところ、留学生の就職などの支援の対応と読めるために、全国版スタートアップビザがいわゆる留学生のための、あるいは留学生も使える制度というふうに認識をされているのではないかと考えているところでございます。

今回、福岡市からの御提案としましては、在学中にスタートアップビザを認めるということでした。これにつきましては、法務省から回答させていただいているとおりでございます、要件を満たしていただければ変更が可能ということでございます。「個別の事情に」と書いてあるところにつきましては、要件に当てはまっているケースであれば許可をしますということですので、このスタートアップビザの要件として、今、課されている要件以上のものを課するというものでも何でもございませぬ。ですので、申請があれば在留を許可します、在留資格の変更も許可しますという趣旨に過ぎませんので、そこは御理解いただければと考えているところでございます。

スタートアップビザへの変更後にも大学等に在学できることが明確化されていないという部分でございますけれども、入管法で外国人の方の活動を制限するのは基本的には就労活動でございますので、それ以外の活動について特段制限をするということとはございませぬ。働いている方が勉強されることについては自由にやっていただければ結構でございますということで、言ってみれば、特にそれについて言及する必要がないという部分もあって、説明が少し足りなかった部分もあるのかもしれませんが、その明確化に係る周知については、方法を考えていきたいと思っております。

法務省からは以上でございます。

○八田座長　ありがとうございました。

それでは、福岡市、何かありますでしょうか。

○中島課長　今の回答の趣旨を踏まえますと、②、③、特に②のほうは①の制度を拡充したもので、福岡市としても、運用上は今②を主体的に使っているということもあり、②、③のところが一番の関心事であるのですけれども、今の回答であると、福岡市としてお願いしたことが基本的にできるというような話なのかなと思っています。

そういう意味では、これを確認したのが確か去年の11月頃だったと思うのですけれども、制度創設に当たっての最後の詰めの段階だったというのもあり、コミュニケーションがう

まく取れていなかったのもあるのかなという気もしているのですが、そういう回答を踏まえて、現状、福岡市のホームページにも在学中の変更は不可という形で広報している状況もありますので、今回できるという回答だったところ、自治体としてできるというところをしっかりと把握したいというのもあるので、具体的なやり方は事務局とも相談させていただきたいと思いますけれども、例えば、質問を照会してそれに回答をもらうとか、通知を出していただくとか、そのような内容の明確化の対応を相談させていただければなと思っています。

以上です。

○福原課長 ありがとうございます。

あくまで今回は、経済産業省の告示にある基準が満たされているということが条件でございます。

それから、①の特区制度の見直しということでございますけれども、今回の御要望はどうなりますでしょうか。

○中島課長 一応、①の部分は持ち帰らせていただきたいのですけれども、取り急ぎ②、③の部分が解決すれば、うちとしてはやりたいことはできるので、あとは、②のほうでできて、①のほうができないというところのバランス感の問題かなと思います。そこはまた検討してお返事をしたいと思いますけれども、基本②、③ができれば運用上は困らないと思っています。

○福原課長 分かりました。

①につきましても、言ってみれば、当初、「留学」からの在留資格変更が想定されていなかったというだけのことではないかなと考えておりますので、また御相談をいただければと思います。

○八田座長 ありがとうございます。

ちょっと確認ですけれども、②の右側のところですが、これは例えば、「個別の事情に応じて」というのは外しても、相当の理由がある場合には許可するということでもよろしいということですね。

○福原課長 在留資格の変更につきましては、全ての変更が「相当の理由があれば」という言い方になりますので、それを述べたものに過ぎないと考えているところでございます。

○八田座長 相当の理由があれば許可すると。

それから、下のほうは、素人から考えても、外国企業に勤めていらっしゃる外国人の奥さんが大学に行くのは何の問題もないと思うので、それは具体的な方法としては、先ほどのような問合せに対する回答とか、何かそういうことかもしれませんね。

○中島課長 そうですね。法務省のほうで積極的に周知していただくというよりは、自治体としての疑問を解消したいというところですよ。

○八田座長 分かりました。

それから、①についてですが、スタートアップビザを特区で最初にやったときは大変揉

めに揉めてやったのですけれども、全国のものでできた以上、①を置いておく意義はあるのですか。やはり特区のほうがいい面もあるのですか。

○中島課長 2点あると思っていまして、全国制度のほうは自治体がプログラムを組んで、そのプログラムの相当性を経済産業省が認定するという形で、まず、自治体が見えるに当たっての基準が違うところもあるというのと。

○八田座長 ②のほうは経済産業省が囁むわけですね。

○中島課長 そうですね。なので、今もこの全国制度を見える自治体と特区の認定を受けている自治体が一致をしているわけではないので、そういう意味で意義はあるかと思えます。

○八田座長 そうすると、①のほうもそれなりの意義があること、分かりました。

八代委員、何かありますか。

○八代委員 いや、別に。

○八田座長 事務局からは何かありますか。よろしいですか。

○永山参事官 では、また細かいところは。

○八田座長 この件についても非常に積極的に取り扱っていただいて、ありがとうございます。

では、どうもありがとうございました。